

役員等の構成の変化などに関する
第16回インターネット・アンケート集計結果
(監査等委員会設置会社版)

平成27年12月15日
公益社団法人 日本監査役協会

目次

総括	4
アンケート実施状況	7
回答会社属性	8
I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について	9
問1-1-1 監査等委員数 1	9
問1-1-2 監査等委員数 2	10
問1-1-3 監査等委員数 3	10
問1-2-1 「社外」監査等委員の前職又は現職 1	11
問1-2-2 「社外」監査等委員の前職又は現職 2	12
問1-3 「社内」監査等委員の前職	13
問1-4 取締役数	14
問1-5 監査等委員以外の「社外」取締役の前職又は現職	16
問1-6 「社外」取締役(監査等委員を含む)と会社との関係	17
問1-7 女性役員の数	18
問1-8 独立役員の届出状況	20
問1-9-1 監査等委員会の委員長・議長	20
問1-9-2 監査等委員会における議事の原案作成者	21
問1-10-1 監査等委員会スタッフ(補助使用人)の有無	21
問1-10-2 監査等委員会スタッフ(補助使用人)数	22
問1-10-3 監査等委員会スタッフ(補助使用人)の兼務部署	23
問1-10-4 監査等委員会スタッフ(補助使用人)に対する人事同意権等の有無	23
問1-11-1 内部監査部門等(監査部、内部監査室など)のスタッフ数	24
問1-11-2 内部監査部門トップの役職	25
問1-11-3 監査等委員会による内部監査部門への人事同意権の有無	25
問1-11-4 内部監査部門との連携	25
II 監査等委員会設置会社への移行に伴う各種実務手続について	26
問2-1 監査等委員会設置会社への移行の検討	26
問2-2 監査等委員会設置会社への移行を決定した理由	27
問2-3 監査等委員選任議案への同意	27
問3-1 監査等委員の報酬等の制度	28
問3-2 監査等委員の年額報酬額	28
問3-3 監査等委員のうち「常勤者」の月額報酬レベル	31
問3-4 監査等委員会の委員の手当	31
問4-1 社外役員の要件厳格化	32
問4-2 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化	33
問4-3 事業報告への記載 1	34
問4-4 事業報告への記載 2	34
問4-5 責任限定契約 1	34
問4-6 責任限定契約 2	35

問4-7	監査等委員会への報告体制の構築運用状況.....	35
問4-8	監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の構築運用状況.....	36
問4-9	監査等委員会の費用等に係る体制の構築運用状況.....	36
問4-10	取締役の指名・報酬への意見陳述.....	37
問4-11	コーポレートガバナンス・コードへの対応.....	37

総括

I 定時株主総会後の各社の役員等の構成の状況について

1. 執行部門の体制

- 取締役の総数平均は、全体で移行前から 2.83 ポイント増加し 9.99 人、上場会社では 2.95 ポイント増加し 10.02 人に達した。概ね 3 名程度の増加であることから、移行前の監査役が監査等委員である取締役に就任するケース(いわゆる「横すべり」)が多いことによるものと考えられる(問 1-4①)。
- 移行前に社外取締役を設置していなかった会社は約 6 割であり、監査等委員会設置会社への移行に合わせて社外取締役を設置したことがうかがえる。「問 2-2 監査等委員会設置会社への移行を決定した理由」として、「社外監査役に加えて社外取締役を選任することが負担になるため」とした会社が 65.4%であることを勘案すると、社外取締役選任の負担を軽減することが移行理由の一つとなっていると考えられる(問 1-4②)。
- 監査等委員以外の社外取締役の経歴では、「会社と無関係な会社の役職員」が最も多く全体で 26.5%、次に「大学教授」が 14.3%となっている(問 1-5)。監査委員の場合は「会社と無関係な会社の役職員」が 53.8%と最も多く、監査等委員の場合とは異なっている(「第 16 回インターネット・アンケート(指名委員会等設置会社版)」(以下、指名委員会等設置会社版という)問 1-8 参照)。
- 監査等委員を含めた社外取締役と会社との関係では、「会社と全く無関係(選択肢 9)」が最も多く 42.4%であるが、他方、「会社の資本・取引関係」が 21.5%に上っている。また「CEO・役員の個人的知己・友人」も 14.2%と一定数を占めている(問 1-6)。指名委員会等設置会社の場合は「会社の資本・取引関係」が 15.5%、「CEO・役員の個人的知己・友人」が 9.0%であることを考えると、独立性にはやや懸念が残る(指名委員会等設置会社版問 1-9 参照)。
- 女性役員がいる会社は、監査等委員会移行後に全体で 8 社増加した(問 1-7①)。「女性役員がいる」が 60.7%に上っている指名委員会等設置会社に比べると多様化が進んでいない(指名委員会等設置会社版問 1-10①参照)。
- 独立役員として届出られた人数の平均は、監査等委員が 2.19 人、監査等委員以外の社外取締役は 0.19 人となっており、独立役員として届け出られた役員のほとんどが監査等委員であることがうかがえる(問 1-8②)。
- ほぼ全ての会社で内部監査部門を設置しており(全体で 99.0%)、すべての会社で内部監査部門が設置されている指名委員会等設置会社とそん色なく、監査役(会)設置会社の場合(85.0%)よりも多い(問 1-11-1。「第 16 回インターネット・アンケート(監査役(会)設置会社版)」(以下、監査役(会)設置会社版という)問 1-10①、指名委員会等設置会社版問 4-1 参照)。

2. 監査等委員会の体制

- 全体としての監査等委員総数平均は 3.36 人、社外監査等委員の構成比は 75.0%であり、社外監査役の構成比(全体 63.3%、上場会社 66.6%)よりも多く、監査委員会の構成比の 76.9%とほぼ同じである(問 1-1-1①。監査役(会)設置会社版問 1-1①、指名委員会等設置会社版問 1-2 参照)。
- 常勤の監査等委員の平均人数は 0.98 人で常勤の監査委員の平均人数の 1.00 人とほぼ同じである。また、常勤者の構成比については、移行前の常勤監査役は全体で 35.7%であるが、移行後の常勤監査等委員は 29.2%と少なくなっている(問 1-1-1①、1-1-2)。
- 社内監査等委員の前職として「監査役」が最も多く全体で 64.4%であり、移行前の監査役の多くが移行後も社内監査等委員に就任していることがうかがえる。また、「非常勤社外の監査等委員」を除き、移行前の監査役が引き続き移行後の監査等委員に就任した人数と、「問 1-1-1①監査等委員の平均人数」に大きな差がないことから、移行前の監査役が監査等委員である取締役に就任するケース(いわゆる「横すべり」)が多いことがうかがえる(問 1-1-3、1-3)。
- 社外監査等委員を選任するに際して重視した知見としては「経営に関する知見」が最も多く 46.2%

であり、取締役としての役割と指名報酬に関する意見陳述権が付与されていることの影響があると考えられる(問 1-2-2)。

- 社外監査等委員の経歴では、「公認会計士又は税理士」が最も多く、全体で 27.1%となった。続いて「弁護士」が 19.5%、「会社と無関係な会社の役職員」が 18.3%と拮抗している(問 1-2-1)。
- 監査等委員会の委員長・議長を、社内監査等委員が務めている会社が 6 割以上を占めている(問 1-9-1)。社外委員が委員長・議長を務めている会社が 6 割以上である監査委員会に比べ独立性にやや懸念がある(指名委員会等設置会社版問 2-1 参照)。
- 監査等委員会における議事の原案作成者は「社内監査等委員」が最も多く 6 割以上を占めているが、「監査等委員会事務局」も 3 割弱に達したが、事務局が原案を作成する割合が 8 割を超える指名委員会等設置会社とは異なっており、監査等委員会スタッフが十分に配置されていない懸念がある(問 1-9-2。指名委員会等設置会社版問 2-2 参照)。
- 監査等委員会スタッフを設置する会社が 6 割を超えている(60.6%)(問 1-10-1)。43.8%の監査役(会)設置会社よりは割合が高いが、スタッフの配置が約 9 割の監査委員会に比べると十分に配置されていない懸念がある(監査役(会)設置会社版問 1-9-1、指名委員会等設置会社版問 3-1①参照)。また、スタッフ総数平均は、全体で 1.78 人であり、内訳は、専属 0.46 人、兼任 1.32 人となっている(問 1-10-2②)。
- 他部署と兼務する監査役スタッフの兼務先は、内部監査部門系が過半数(53.0%)を占めている(問 1-10-3)。総務系のスタッフが一定数存在することは監査役(会)の場合と同様であり、監査役(会)設置会社からの移行に当たり、監査役(会)スタッフがそのまま監査等委員会スタッフに移行していることが考えられる(監査役(会)設置会社版問 1-9-3 参照)。
- 監査等委員会スタッフ(補助使用人)に対する人事同意権等がある会社が大半を占め(合計 85.7%)、監査役スタッフの場合(合計 69.7%)より多い(問 1-10-4。監査役(会)設置会社版問 1-9-4 参照)。
- 移行に伴う内部監査部門との連携の変化については、最も多いのは「内部監査部門との連携が強化された」であり(49.5%)、「内部監査部門に対する指揮命令権を有することとなった」と合わせると全体で 60.2%と過半数を占めている。他方、「内部監査部門との連携に変化はない」も 39.8%と 4 割近くを占めており、移行前から連携が取れているケースも考えられるが、取締役という監査等委員の特性が生かされているか懸念されるところである(問 1-11-4)。

II 監査等委員会設置会社への移行に伴う各種実務手続きについて

1. 監査等委員会設置会社への移行の検討

- 「代表取締役等が提案した」が全体で 7 割と最も多く、次に「執行部門が提案した」が 3 割以上に達しており、執行部門主導のケースが多いことがうかがわれる。他方、非上場会社では「執行部門が提案した」が最も多いものの 46.2%であり、「代表取締役等が提案した」及び「親会社が提案した」がそれぞれ 38.5%と 4 割近くに達した。非上場会社では、執行部門だけでなく、グループ経営の観点から親会社が主導するケースも相当数存在している(問 2-1)。
- 「監査役(会)が提案した」は全体で 17.3%であり、監査役も移行の検討に関与したケースが一定数存在する(問 2-1)。
- 監査等委員会設置会社への移行の理由として最も多いのが「会社のガバナンス強化のため(経営意思決定の迅速化、執行と監督の分離など)」という積極的な理由であり、全体で 93.3%となった。他方、「社外監査役に加えて社外取締役を選任することが負担になるため」という消極的な理由も、全体で 65.4%、上場会社では 7 割に達した。また、「株主・投資家(特に海外投資家)の理解のため」も特に上場会社では 2 割になり、監査役制度が海外投資家に理解されにくいという問題点を重視した会社が一定数存在している(問 2-2)。

2. 監査等委員選任議案への同意

- 監査等委員会設置会社への移行に際し、監査等委員の選任議案に同意した会社が 90.4%となった。

監査等委員の選任議案については、移行前の監査役の同意は必要ではないものの、実際には監査役(会)設置会社からの連続性を意識している会社がほとんどである(問 2-3)。

3. 会計監査人選任議案の決定プロセス

□ 会計監査人選任議案については執行側で主導している会社(選択肢1及び2)が全体で50.0%と最も多く、特に非上場会社では76.9%を占めた(問 4-2)。監査等委員会側が主導して準備する(選択肢3及び4)の合計は35.6%で、55.1%の指名委員会等設置会社だけでなく、40.8%の監査役(会)設置会社も下回っている(監査役(会)設置会社版問16-3、指名委員会等設置会社版問18-3参照)。

4. 責任限定契約について

□ 「定款変更の決議を行った」会社が95.2%に達しており、ほとんどの会社で、直近の株主総会において、責任限定契約について定款変更の決議を行っている(問 4-5)。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社の場合はそれぞれ29.6%、58.6%で、制度設計の変更に当たり決議を行う会社が多かったと考えられる(監査役(会)設置会社版問17-1、指名委員会等設置会社版問18-4参照)。

□ 実際に責任限定契約を締結している(する予定がある)のは、全ての会社形態において「3. 社外非常勤の監査等委員」が最も多く、全体で9割を占めた。2番目に多いのが「6. 社内常勤の監査等委員」であり、全体で38.5%、上場会社では4割以上に達した。また、3番目に多いのが「1. 社外取締役(監査等委員以外)」であり、全体で2割であったが、非上場会社では38.5%と4割近くを占めている。「社外取締役(監査等委員以外)」を除き、指名委員会等設置会社と同じ傾向が出ている。「社外取締役(監査等委員以外)」は指名委員会等設置会社で72.4%と責任限定契約を締結するケースが多い(問 4-6。指名委員会等設置会社版問18-5参照)。

5. 監査等委員会への報告体制等について

□ 監査等委員会への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」が全体で58.7%と6割近くに達している(問4-7)。監査役(会)設置会社と同じ傾向が出ており、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が指名委員会等設置会社では1割強であるのに対し3-4割存在する(監査役(会)設置会社版問13-2、指名委員会等設置会社版問15-1参照)。

□ 監査等委員会に報告をした者が不利な取り扱いを受けない体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」が全体で64.4%と6割以上に達している(問 4-8)。傾向としては監査役(会)設置会社の場合に似ており、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が指名委員会等設置会社では1割強であるのに対し2割強存在する(監査役(会)設置会社版問13-3、指名委員会等設置会社版問15-2参照)。

□ 監査等委員会の費用等に係る体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」が全体で81.7%と8割以上を占め、監査等委員への報告体制(問 4-7)、監査等委員会に報告をした者が不利な取り扱いを受けない体制(問 4-8)よりも多い(問 4-9)。「体制の構築も運用も十分になされている」が指名委員会等設置会社では93.1%と監査等委員会設置会社が下回っているが、監査役(会)設置会社の72.6%を上回っている。三機関設計とも高い割合を有している(監査役(会)設置会社版問13-4、指名委員会等設置会社版問15-3参照)。

6. 取締役の指名・報酬への意見陳述について

□ 40.4%の会社で規程を設けており、半数には達しないものの、かなりの会社で規程を設けている(問 4-10)。

7. コーポレートガバナンス・コードへの対応について

□ 本アンケートを実施した7月～8月の時点においては、「3. 組織や体制の見直しを行っている」会社が最も多く、上場会社で38.5%、また「4. 今後検討する予定である」も上場会社では31.9%となった(問 4-11)。非上場会社でも、選択肢3が30.8%、選択肢4が15.4%となっている。

- 選択肢1から3の見直しを行っている割合が全体の合計で63.5%であるのに対し、「特に見直しをする予定はない」が1.9%となっており、監査役(会)設置会社、指名委員会等設置会社、いずれの場合より見直しが進んでいる。機関設計変更に伴いガバナンス体制の見直しを進めているためと考えられる(問4-11。監査役(会)設置会社版問18、指名委員会等設置会社版問18-6参照)。

アンケート実施状況

実施期間： 平成27年7月24日(金)～8月21日(金)

対象者： 当協会会員のうち監査等委員会設置会社129社

(平成27年7月13日時点の会社数)

実施方法： インターネットを利用し、当協会ホームページより1社1回答

回答数： 有効回答数104社 回答率80.6%

回答会社属性

移行前の会社機関構成

	2015年	
	件数	割合
1. 取締役会＋監査役会＋会計監査人	101	97.1%
2. 取締役会＋監査役＋会計監査人	1	1.0%
3. 取締役会＋監査役(業務監査権限あり)	0	0.0%
4. 取締役会＋監査役(会計監査権限のみ)	0	0.0%
5. 委員会設置会社	0	0.0%
6. その他	2	1.9%
回答社数	104	100.0%

上場分類別社数

	2015年	
	件数	割合
上場	91	87.5%
1. 一部上場	58	55.8%
2. 二部上場	19	18.3%
3. 札幌・福岡・セントレックス	1	1.0%
4. マザーズ	2	1.9%
5. ジャスダック	11	10.6%
6. その他上場	0	0.0%
非上場	13	12.5%
回答社数	104	100.0%

会社法上の会社規模別社数

	2015年	
	件数	割合
1. 大会社	99	95.2%
2. 大会社以外	5	4.8%
3. その他	0	0.0%
回答社数	104	100.0%

(「3. その他」は、協同組合・独立行政法人等であり、大会社/大会社以外の集計からは除外)

純粋持株会社

	2015年	
	件数	割合
1. 純粋持株会社である	10	9.6%
2. 純粋持株会社ではない	94	90.4%
回答社数	104	100.0%

I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について

問 1-1-1 監査等委員数1

①監査等委員の平均人数

上段:平均人数 下段:比率		2015年				
		全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
常勤社内の監査等委員数	0.75	0.75	0.77	0.78	0.20	
	22.3%	22.3%	23.8%	23.1%	6.7%	
常勤社外の監査等委員数	0.23	0.23	0.23	0.22	0.40	
	6.8%	6.8%	7.1%	6.5%	13.3%	
常勤の監査等委員数合計	0.98	0.98	1.00	1.00	0.60	
	29.2%	29.1%	31.0%	29.7%	20.0%	
非常勤社内の監査等委員数	0.09	0.10	0.00	0.09	0.00	
	2.7%	3.0%	0.0%	2.7%	0.0%	
非常勤社外の監査等委員数	2.29	2.30	2.23	2.28	2.40	
	68.2%	68.2%	69.0%	67.7%	80.0%	
非常勤の監査等委員数合計	2.38	2.40	2.23	2.37	2.40	
	70.8%	71.2%	69.0%	70.3%	80.0%	
社外監査等委員数合計	2.52	2.53	2.46	2.51	2.80	
	75.0%	75.1%	76.2%	74.5%	93.3%	
社内監査等委員数合計	0.84	0.85	0.77	0.87	0.20	
	25.0%	25.2%	23.8%	25.8%	6.7%	
監査等委員数合計	3.36	3.37	3.23	3.37	3.00	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

- ・全体としての監査等委員総数は 3.36 人、社外監査等委員の構成比は 75.0%であり、社外監査役の構成比(全体 63.3%、上場会社 66.6%)よりも多く(監査役(会)版問 1-1①参照)、監査委員会の構成比の 76.3%とはほぼ同じである(指名委員会等設置会社版問 1-2 参照)。
- ・常勤の監査等委員の平均人数は 0.98 人で常勤の監査委員の平均人数の 1.00 人とほぼ同じである。

②監査等委員人数別社数

上段:社数 下段:比率		2015年				
		全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
監査等委員人数	3名	74	63	11	69	5
		71.2%	69.2%	84.6%	69.7%	100.0%
	4名	23	22	1	23	0
		22.1%	24.2%	7.7%	23.2%	0.0%
	5名	7	6	1	7	0
		6.7%	6.6%	7.7%	7.1%	0.0%
回答社数	104	91	13	99	5	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

- ・監査等委員の人数が 3名の会社が最も多く、全体で 71.2%、特に非上場会社では 84.6%を占めた。

問 1-1-2 監査等委員数2

監査等委員会設置会社に移行する前の、監査役(会)設置会社における監査役の平均人数

上段:平均人数 下段:比率		移行前				
		全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
常勤社内監査役数	0.96	0.95	1.08	0.98	0.60	
	27.7%	27.5%	30.9%	28.1%	20.0%	
常勤社外監査役数	0.28	0.27	0.33	0.28	0.40	
	8.1%	7.8%	9.4%	8.0%	13.3%	
常勤監査役数合計	1.24	1.22	1.42	1.26	1.00	
	35.7%	35.3%	40.6%	36.1%	33.3%	
非常勤社内監査役数	0.15	0.15	0.08	0.15	0.00	
	4.3%	4.3%	2.3%	4.3%	0.0%	
非常勤社外監査役数	2.08	2.09	2.00	2.08	2.00	
	59.9%	60.4%	57.1%	59.6%	66.7%	
非常勤監査役数合計	2.22	2.24	2.08	2.23	2.00	
	64.0%	64.7%	59.4%	63.9%	66.7%	
社外監査役数合計	2.36	2.36	2.33	2.36	2.40	
	68.0%	68.2%	66.6%	67.6%	80.0%	
社内監査役数合計	1.11	1.10	1.17	1.13	0.60	
	32.0%	31.8%	33.4%	32.4%	20.0%	
監査役数合計	3.47	3.46	3.50	3.49	3.00	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

- ・監査等委員会設置会社に移行前の監査役(会)設置会社における監査役総数は、全体で 3.47 人であり、移行後の監査等委員総数は 3.36 人と微減している(問 1-1-1①参照)。
- ・移行前の社外監査役の構成比は 68.0%であるが、移行後の社外監査等委員の構成比は 75.0%と増加している。
- ・常勤者の構成比については、移行前の常勤監査役は全体で 35.7%であるが、移行後の常勤監査等委員は 29.2%と少なくなっている。

問 1-1-3 監査等委員数3

監査等委員会設置会社に移行する前から監査役に就任していた人のうち、移行後に引き続き監査等委員に就任した人の平均人数

上段:平均人数 下段:比率		2015年				
		全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 常勤社内の監査等委員	0.62	0.64	0.50	0.64	0.25	
	24.0%	24.5%	20.7%	24.6%	10.0%	
2. 常勤社外の監査等委員	0.21	0.22	0.17	0.20	0.50	
	8.1%	8.3%	6.9%	7.7%	20.0%	
3. 非常勤社内の監査等委員	0.07	0.08	0.00	0.07	0.00	
	2.7%	3.1%	0.0%	2.8%	0.0%	
4. 非常勤社外の監査等委員	1.68	1.67	1.75	1.68	1.75	
	65.1%	64.2%	72.4%	64.9%	70.0%	
回答者数	100	88	12	96	4	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

- ・「4.非常勤社外の監査等委員」を除き、「問1-1-1①監査等委員の平均人数」と大きな差がないことから、移行前の監査役が監査等委員である取締役就任するケース(いわゆる「横すべり」)が多いことがうかがえる。「4.非常勤社外の監査等委員」については、平均人数が「問1-1-1①監査等委員の平均人数」の非常勤社外監査役の平均人数である1.68人であるのに対し平均人数が2.29人になっており、監査役以外からも選任されている委員が多い。

問1-2-1 「社外」監査等委員の前職又は現職1

上段:人数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 親会社の役職員	7	1	6	7	0
	2.7%	0.4%	18.8%	2.8%	0.0%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	5	4	1	3	2
	1.9%	1.7%	3.1%	1.2%	14.3%
3. 大株主の役職員	8	8	0	8	0
	3.1%	3.5%	0.0%	3.2%	0.0%
4. 取引銀行の役職員	20	20	0	19	1
	7.6%	8.7%	0.0%	7.7%	7.1%
5. 取引先の役職員	11	8	3	11	0
	4.2%	3.5%	9.4%	4.4%	0.0%
6. 会社と無関係な会社の役職員	48	44	4	45	3
	18.3%	19.1%	12.5%	18.1%	21.4%
7. 公認会計士又は税理士	71	64	7	67	4
	27.1%	27.8%	21.9%	27.0%	28.6%
8. 弁護士	51	44	7	47	4
	19.5%	19.1%	21.9%	19.0%	28.6%
9. 大学教授	9	9	0	9	0
	3.4%	3.9%	0.0%	3.6%	0.0%
10. 官公庁	15	13	2	15	0
	5.7%	5.7%	6.3%	6.0%	0.0%
11. その他	17	15	2	17	0
	6.5%	6.5%	6.3%	6.9%	0.0%
合計人数	262	230	32	248	14
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「7.公認会計士又は税理士」が最も多く、全体で27.1%となった。続いて「8.弁護士」が19.5%、「6.会社と無関係な会社の役職員」が18.3%と拮抗している。
- ・非上場会社では「1.親会社の役職員」が18.8%あり、上場会社と大きく異なる。会社法改正に係る経過措置が終了する来年5月以降に定時総会が開催される会社の動向に注意する必要がある。

問 1-2-2 「社外」監査等委員の前職又は現職2

社外の監査等委員を選任するに際し重視した当該監査等委員の過去の知見

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査に関する知見	42 40.4%	36 39.6%	6 46.2%	41 41.4%	1 20.0%
2. 経営に関する知見	48 46.2%	41 45.1%	7 53.8%	44 44.4%	4 80.0%
3. その他	14 13.5%	14 15.4%	0 0.0%	14 14.1%	0 0.0%
回答社数	104 100.0%	91 100.0%	13 100.0%	99 100.0%	5 100.0%

・「2. 経営に関する知見」が最も多く 46.2%であり、取締役としての役割と指名報酬に関する意見陳述権が付与されていることの影響があると考えられる。

問 1-2-2 肢「3. その他」の記載例

(回答例)

- ・ 法務、財務、会計に関する専門知識、経験。(回答多数)
- ・ 行政機関における経験。

問 1-3 「社内」監査等委員の前職

上段:人数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 会長・副会長	1	1	0	1	0
	1.1%	1.3%	0.0%	1.2%	0.0%
2. 社長	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 副社長	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 専務・常務	8	6	2	8	0
	9.2%	7.8%	20.0%	9.3%	0.0%
5. 上記1～4以外の取締役	7	6	1	7	0
	8.0%	7.8%	10.0%	8.1%	0.0%
6. 監査役	56	51	5	55	1
	64.4%	66.2%	50.0%	64.0%	100.0%
7. 執行役(員)	5	4	1	5	0
	5.7%	5.2%	10.0%	5.8%	0.0%
8. 相談役・顧問・嘱託	1	1	0	1	0
	1.1%	1.3%	0.0%	1.2%	0.0%
9. 監査関係部長等	2	1	1	2	0
	2.3%	1.3%	10.0%	2.3%	0.0%
10. 監査関係以外の部長等	5	5	0	5	0
	5.7%	6.5%	0.0%	5.8%	0.0%
11. その他	2	2	0	2	0
	2.3%	2.6%	0.0%	2.3%	0.0%
合計人数	87	77	10	86	1
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「6. 監査役」が最も多く全体で 64.4%であり、移行前の監査役の多くが移行後も社内監査等委員に就任していることがうかがえる。

問 1-4 取締役数

①取締役平均人数

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	移行前	移行後	移行前	移行後	移行前	移行後	移行前	移行後	移行前	移行後
取締役総数	7.16	9.99	7.07	10.02	7.85	9.77	7.23	10.06	5.80	8.60
うち社外取締役数	0.57	2.77	0.55	2.76	0.69	2.85	0.56	2.76	0.80	3.00
回答社数	104	104	91	91	13	13	99	99	5	5

・取締役総数平均は、全体で 2.83 ポイント増加し 9.99 人、上場会社では 2.95 ポイント増加し 10.02 人に達した。概ね 3 名程度の増加であることから、移行前の監査役が監査等委員である取締役に就任するケース(いわゆる「横すべり」)が多いことによるものと考えられる。

②社外取締役の設置の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	移行前	移行後								
社外取締役あり	42	103	37	90	5	13	40	98	2	5
	40.4%	100.0%	40.7%	100.0%	38.5%	100.0%	40.4%	100.0%	40.0%	100.0%
社外取締役なし	62	0	54	0	8	0	59	0	3	0
	59.6%	0.0%	59.3%	0.0%	61.5%	0.0%	59.6%	0.0%	60.0%	0.0%
回答社数	104	103※	91	90※	13	13	99	98※	5	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※無効回答 1 社を除いている。

・移行前に社外取締役を設置していなかった会社は約 6 割であり、監査等委員会設置会社への移行に合わせて社外取締役を設置したことがうかがえる。「問 2-2 監査等委員会設置会社への移行を決定した理由」として、「社外監査役に加えて社外取締役を選任することが負担になるため」とした会社が 65.4%であることを勘案すると、移行前に社外取締役を選任していなかった会社のほとんどにとって、社外取締役選任の負担を軽減することが移行理由の一つとなっていると考えられる。

③取締役数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	移行前	移行後								
1～3人	3	0	3	0	0	0	3	0	0	0
	2.9%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4人	8	1	5	0	3	1	6	1	2	0
	7.7%	1.0%	5.5%	0.0%	23.1%	7.7%	6.1%	1.0%	40.0%	0.0%
5人	25	5	24	4	1	1	23	4	2	1
	24.0%	4.8%	26.4%	4.4%	7.7%	7.7%	23.2%	4.0%	40.0%	20.0%
6人	13	6	12	5	1	1	13	6	0	0
	12.5%	5.8%	13.2%	5.5%	7.7%	7.7%	13.1%	6.1%	0.0%	0.0%
7人	14	6	13	4	1	2	14	5	0	1
	13.5%	5.8%	14.3%	4.4%	7.7%	15.4%	14.1%	5.1%	0.0%	20.0%
8人	13	18	11	16	2	2	13	16	0	2
	12.5%	17.3%	12.1%	17.6%	15.4%	15.4%	13.1%	16.2%	0.0%	40.0%
9人	8	15	7	15	1	0	8	15	0	0
	7.7%	14.4%	7.7%	16.5%	7.7%	0.0%	8.1%	15.2%	0.0%	0.0%
10人	4	10	4	9	0	1	4	10	0	0
	3.8%	9.6%	4.4%	9.9%	0.0%	7.7%	4.0%	10.1%	0.0%	0.0%
11～15人	16	38	12	35	4	3	15	37	1	1
	15.4%	36.5%	13.2%	38.5%	30.8%	23.1%	15.2%	37.4%	20.0%	20.0%
16～20人	0	5	0	3	0	2	0	5	0	0
	0.0%	4.8%	0.0%	3.3%	0.0%	15.4%	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%
21人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
回答社数	104	104	91	91	13	13	99	99	5	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・移行前は全体では「5人」が最も多く24.0%、次に「11～15人」が15.4%、続いて6～8人が13%前後で拮抗していたが、移行後は「11～15人」が最も多く36.5%（21.1ポイント増加）、次に「8人」が17.3%、「9人」が14.4%となり、取締役数が増加している。監査役に相当する役員を取締役として選任した結果、従来の取締役数より3～5名人数が多くなっていると思われる。

問 1-5 監査等委員以外の「社外」取締役の前職又は現職

上段:人数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 親会社の役職員	4	2	2	4	0
	8.2%	4.9%	25.0%	8.9%	0.0%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 大株主の役職員	3	3	0	3	0
	6.1%	7.3%	0.0%	6.7%	0.0%
4. 取引銀行の役職員	1	1	0	0	1
	2.0%	2.4%	0.0%	0.0%	25.0%
5. 取引先の役職員	5	4	1	5	0
	10.2%	9.8%	12.5%	11.1%	0.0%
6. 会社と無関係な会社の役職員	13	11	2	12	1
	26.5%	26.8%	25.0%	26.7%	25.0%
7. 公認会計士又は税理士	5	4	1	4	1
	10.2%	9.8%	12.5%	8.9%	25.0%
8. 弁護士	5	4	1	4	1
	10.2%	9.8%	12.5%	8.9%	25.0%
9. 大学教授	7	6	1	7	0
	14.3%	14.6%	12.5%	15.6%	0.0%
10. 官公庁	5	5	0	5	0
	10.2%	12.2%	0.0%	11.1%	0.0%
11. その他	1	1	0	1	0
	2.0%	2.4%	0.0%	2.2%	0.0%
合計人数	49	41	8	45	4
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「6.会社と無関係な会社の役職員」が最も多く全体で26.5%、次に「9.大学教授」が14.3%となっている。
- ・社外監査等委員の場合に最も多かった「7.公認会計士又は税理士」(27.1%)や「8.弁護士」(19.5%)は、それぞれ10.2%と少なくなっている(問1-2-1参照)。
- ・指名委員会等設置会社の場合は「会社と無関係な会社の役職員」が53.8%と最も多く、監査等委員会設置会社の場合とは異なっている(指名委員会等設置会社版問1-8参照)。

問 1-6 「社外」取締役(監査等委員を含む)と会社との関係

上段:人数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. CEO・役員の個人的知己・友人	41	37	4	38	3
	14.2%	14.7%	10.8%	13.9%	20.0%
2. CEO・役員の血縁者	1	1	0	1	0
	0.3%	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%
3. 会社の資本・取引関係	62	50	12	59	3
	21.5%	19.9%	32.4%	21.6%	20.0%
4. 日本経団連等財界活動	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 学者等著名人(書籍・マスコミ)	4	3	1	3	1
	1.4%	1.2%	2.7%	1.1%	6.7%
6. 日本弁護士連合会等	23	20	3	22	1
	8.0%	8.0%	8.1%	8.1%	6.7%
7. その他諸団体	18	18	0	18	0
	6.3%	7.2%	0.0%	6.6%	0.0%
8. 人材派遣業等の紹介	1	1	0	1	0
	0.3%	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%
9. 上記 1-8 に該当せず会社と全く無関係	122	109	13	115	7
	42.4%	43.4%	35.1%	42.1%	46.7%
10. その他	16	12	4	16	0
	5.6%	4.8%	10.8%	5.9%	0.0%
合計人数	288	251	37	273	15
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「9.上記 1-8 に該当せず会社と全く無関係」が最も多く 42.4%であるが、他方、「3.会社の資本・取引関係」が 21.5%に上っている。また「1.CEO・役員の個人的知己・友人」も 14.2%と一定数を占めている。指名委員会等設置会社の場合は「会社の資本・取引関係」が 15.5%、「CEO・役員の個人的知己・友人」が 9.0%であることを考えると、独立性にはやや懸念が残る(指名委員会等設置会社版問 1-9 参照)。

問 1-7 女性役員の人数

①女性役員の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	移行前	移行後								
女性役員がいる	6	14	5	12	1	2	5	13	1	1
	5.9%	13.9%	5.6%	13.5%	8.3%	16.7%	5.2%	13.5%	20.0%	20.0%
女性役員は いない	95	87	84	77	11	10	91	83	4	4
	94.1%	86.1%	94.4%	86.5%	91.7%	83.3%	94.8%	86.5%	80.0%	80.0%
回答社数	101	101	89	89	12	12	96	96	5	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・女性役員がいる会社は、監査等委員会移行後に全体で 8 社増加した。

・「女性役員がいる」が 60.7%に上っている指名委員会等設置会社に比べると多様化が進んでいない(指名委員会等設置会社版問 1-10①参照)。

②女性役員数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	移行前	移行後								
0 人	95	87	84	77	11	10	91	83	4	4
	94.1%	86.1%	94.4%	86.5%	91.7%	83.3%	94.8%	86.5%	80.0%	80.0%
1 人	6	13	5	11	1	2	5	12	1	1
	5.9%	12.9%	5.6%	12.4%	8.3%	16.7%	5.2%	12.5%	20.0%	20.0%
2人	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	0.0%	1.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%
3人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
回答社数	101	101	89	89	12	12	96	96	5	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③女性役員の属性

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	移行前	移行後								
1. 常勤社内監査役 (移行前)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-
2. 常勤社外監査役 (移行前)	1	-	0	-	1	-	0	-	1	-
	16.7%	-	0.0%	-	100.0%	-	0.0%	-	100.0%	-
3. 非常勤社内監査 役(移行前)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-
4. 非常勤社外監査 役(移行前)	2	-	2	-	0	-	2	-	0	-
	33.3%	-	40.0%	-	0.0%	-	40.0%	-	0.0%	-
5. 社外取締役(監 査等委員以外)	2	3	2	3	0	0	2	3	0	0
	33.3%	20.0%	40.0%	23.1%	0.0%	0.0%	40.0%	21.4%	0.0%	0.0%
6. 業務執行取締役	1	2	1	2	0	0	1	2	0	0
	16.7%	13.3%	20.0%	15.4%	0.0%	0.0%	20.0%	14.3%	0.0%	0.0%
7. 常勤社内の監査 等委員	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
8. 常勤社外の監査 等委員	-	1	-	0	-	1	-	0	-	1
	-	6.7%	-	0.0%	-	50.0%	-	0.0%	-	100.0%
9. 非常勤社内の監 査等委員	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
10. 非常勤社外の 監査等委員	-	9	-	8	-	1	-	9	-	0
	-	60.0%	-	61.5%	-	50.0%	-	64.3%	-	0.0%
合計人数	6	15	5	13	1	2	5	14	1	1
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体の数が少ないため、傾向として捉えるには注意が必要だが、監査等委員会に移行後は、女性役員の全体数が増加しており、「10.非常勤社外の監査等委員」の割合が最も多い(60.0%)。

・ほとんどが社外役員で社内昇格者は少なく、指名委員会等設置会社と同様、社外専門家を招くことにより多様化を確保している(指名委員会等設置会社版問 1-10③参照)。

問 1-8 独立役員の届出状況

①独立役員届出人数(上場会社)

(社数)	2015 年					
	全体(上場会社)		大会社		大会社以外	
届け出あり	91	100.0%	89	100.0%	2	100.0%
1 人	12	13.2%	12	13.5%	0	0.0%
2 人	44	48.4%	43	48.3%	1	50.0%
3 人	26	28.6%	25	28.1%	1	50.0%
4 人	6	6.6%	6	6.7%	0	0.0%
5 人	3	3.3%	3	3.4%	0	0.0%
6 人以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
届け出なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	91	100.0%	89	100.0%	2	100.0%

②独立役員届出人数平均(上場会社)

(平均人数)	2015 年		
	全体 (上場会社)	大会社	大会社以外
監査等委員	2.19	2.18	2.50
監査等委員以外の社外取締役	0.19	0.20	0.00
届け出人数合計	2.38	2.38	2.50

・独立役員として届け出られた役員のほとんどが監査等委員であることがうかがえる。

問 1-9-1 監査等委員会の委員長・議長

上段:社数 下段:比率	2015 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 社外監査等委員	34	29	5	31	3
	32.7%	31.9%	38.5%	31.3%	60.0%
2. 社内監査等委員	69	61	8	67	2
	66.3%	67.0%	61.5%	67.7%	40.0%
3. 未定	1	1	0	1	0
	1.0%	1.1%	0.0%	1.0%	0.0%
回答社数	104	91	13	99	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・社内監査等委員が監査等委員会の委員長・議長を務めている会社が6割以上を占めている。社外委員が委員長・議長を務めている会社が6割以上である監査委員会に比べ独立性にやや懸念がある(監査委員会版問 2-1 参照)。

問 1-9-2 監査等委員会における議事の原案作成者

上段:社数 下段:比率	2015 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 社内監査等委員	70	61	9	70	0
	67.3%	67.0%	69.2%	70.7%	0.0%
2. 社外監査等委員	27	23	4	24	3
	26.0%	25.3%	30.8%	24.2%	60.0%
3. 監査等委員会事務局	31	25	6	29	2
	29.8%	27.5%	46.2%	29.3%	40.0%
4. 執行事務局	5	5	0	4	1
	4.8%	5.5%	0.0%	4.0%	20.0%
5. その他	1	1	0	1	0
	1.0%	1.1%	0.0%	1.0%	0.0%
6. 未定	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
回答社数	104	91	13	99	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員会における議事の原案作成者は「1.社内監査等委員」が最も多く6割以上を占めている。「3.監査等委員会事務局」も3割弱に達したが、事務局が原案を作成する割合が8割を超える指名委員会等設置会社とは異なっており、監査等委員会スタッフが十分に配置されていない懸念がある(監査役(会)設置会社版)問 1-9-1、指名委員会等設置会社版問 2-2 参照)。

問 1-10-1 監査等委員会スタッフ(補助使用人)の有無

上段:社数 下段:比率	2015 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. いる	63	54	9	60	3
	60.6%	59.3%	69.2%	60.6%	60.0%
2. いない	41	37	4	39	2
	39.4%	40.7%	30.8%	39.4%	40.0%
回答社数	104	91	13	99	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員会スタッフを設置する会社が6割を超えている。43.8%の監査役(会)設置会社よりは割合が高いが、スタッフの配置が約9割の指名委員会等設置会社に比べると十分に配置されていない懸念がある(指名委員会等設置会社版問 3-1①参照)。

問 1-10-2 監査等委員会スタッフ(補助使用人)数

①スタッフ設置状況別社数

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
専属スタッフのみの会社	16	12	4	16	0
	25.4%	22.2%	44.4%	26.7%	0.0%
専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	2	2	0	2	0
	3.2%	3.7%	0.0%	3.3%	0.0%
兼任スタッフのみの会社	45	40	5	42	3
	71.4%	74.1%	55.6%	70.0%	100.0%
回答社数	63	54	9	60	3
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・兼任スタッフのみの会社が7割以上を占めている。専属スタッフが75.9%の会社で存在する指名委員会等設置会社だけでなく、専属スタッフが34.7%の会社で存在する監査役(会)設置会社より、兼任スタッフの割合が高くなっている(監査役(会)設置会社版問 1-9-2①、指名委員会等設置会社版問 3-1②参照)。

②設置状況別スタッフ数平均

(平均人数)		2015年				
		全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
スタッフ設置あり	専属スタッフ	0.46	0.46	0.44	0.48	0.00
	兼務スタッフ	1.32	1.43	0.67	1.33	1.00
	スタッフ合計	1.78	1.89	1.11	1.82	1.00
専属スタッフのみの会社	スタッフ合計	1.69	1.92	1.00	1.69	0.00
専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	専属スタッフ	1.00	1.00	0.00	1.00	0.00
	兼務スタッフ	1.00	1.00	0.00	1.00	0.00
	スタッフ合計	2.00	2.00	0.00	2.00	0.00
兼任スタッフのみの会社	スタッフ合計	1.80	1.88	1.20	1.86	1.00

問 1-10-3 監査等委員会スタッフ(補助使用人)の兼務部署

上段:人数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 総務系	15	14	1	14	1
	18.1%	18.2%	16.7%	17.5%	33.3%
2. 法務系	3	3	0	3	0
	3.6%	3.9%	0.0%	3.8%	0.0%
3. 経理・財務系	6	5	1	5	1
	7.2%	6.5%	16.7%	6.3%	33.3%
4. 経営企画系	11	9	2	10	1
	13.3%	11.7%	33.3%	12.5%	33.3%
5. 内部監査部門系	44	42	2	44	0
	53.0%	54.5%	33.3%	55.0%	0.0%
6. その他	4	4	0	4	0
	4.8%	5.2%	0.0%	5.0%	0.0%
合計人数	83	77	6	80	3
	100%	100%	100%	100%	100%

・兼務スタッフは、内部監査部門系のスタッフが多く、全体の過半数を占めている(53.0%)。総務系のスタッフが一定数存在することは監査役(会)設置会社の場合と同様であり、監査役(会)設置会社からの移行に当たり、監査役(会)スタッフがそのまま監査等委員会スタッフに移行していることが考えられる(監査役(会)設置会社版問 1-9-3 参照)。

問 1-10-4 監査等委員会スタッフ(補助使用人)に対する人事同意権等の有無

上段:人数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 専属・兼務に関わらず同意権等がある	47	38	9	45	2
	74.6%	70.4%	100.0%	75.0%	66.7%
2. 専属のみ同意権等がある	7	7	0	7	0
	11.1%	13.0%	0.0%	11.7%	0.0%
3. ない	9	9	0	8	1
	14.3%	16.7%	0.0%	13.3%	33.3%
回答社数	63	54	9	60	3
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員会スタッフ(補助使用人)に対する人事同意権等がある会社が大半を占め(合計 85.7%)、監査役スタッフの場合(69.7%)より多い(監査役(会)設置会社版問 1-9-4 参照)。

問 1-11-1 内部監査部門等(監査部、内部監査室など)のスタッフ数

①内部監査部門設置状況別社数

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
内部監査部門がある会社	103	90	13	98	5
	99.0%	98.9%	100.0%	99.0%	100.0%
内部監査専属スタッフのみの会社	75	65	10	73	2
	72.1%	71.4%	76.9%	73.7%	40.0%
内部監査専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	19	18	1	18	1
	18.3%	19.8%	7.7%	18.2%	20.0%
内部監査兼任スタッフのみの会社	9	7	2	7	2
	8.7%	7.7%	15.4%	7.1%	40.0%
内部監査部門がない会社	1	1	0	1	0
	1.0%	1.1%	0.0%	1.0%	0.0%
回答社数	104	91	13	99	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・ほぼ全ての会社で内部監査部門を設置しており(全体で 99.0%)、すべての会社で内部監査部門が設置されている指名委員会等設置会社とそん色なく、監査役(会)設置会社の場合(85.0%)よりも多い(監査役(会)設置会社版問 1-10①、指名委員会等設置会社版問 4-1 参照)。

②内部監査部門設置状況別スタッフ数平均

(人数)		2015年				
スタッフ設置状況	スタッフ種類	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
内部監査部門がある会社	専属スタッフ数	3.89	3.49	6.69	4.02	1.40
	兼務スタッフ数	0.82	0.89	0.31	0.82	0.80
	スタッフ数合計	4.71	4.38	7.00	4.84	2.20
内部監査専属スタッフのみの会社	スタッフ数	4.48	3.89	8.30	4.52	3.00
内部監査専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	専属スタッフ数	3.42	3.39	4.00	3.56	1.00
	兼務スタッフ数	3.53	3.67	1.00	3.67	1.00
	スタッフ数合計	6.95	7.06	5.00	7.22	2.00
内部監査兼任スタッフのみの会社	スタッフ数	1.89	2.00	1.50	2.00	1.50

・内部監査部門スタッフの平均人数は全体で 4.71 人であり、指名委員会等設置会社の場合(29.34 人)だけでなく、監査役(会)設置会社の場合(5.53 人)より少ない(監査役(会)設置会社版問 1-10②、指名委員会等設置会社版問 4-1 参照)。

問 1-11-2 内部監査部門トップの役職

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 執行役員	9	8	1	9	0
	8.7%	8.9%	7.7%	9.2%	0.0%
2. 部長職	63	54	9	61	2
	61.2%	60.0%	69.2%	62.2%	40.0%
3. その他	31	28	3	28	3
	30.1%	31.1%	23.1%	28.6%	60.0%
回答社数	103	90	13	98	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・指名委員会等設置会社では「部長職」が44.8%であるのに対し、監査等委員会設置会社の場合は6割を超えている(指名委員会等設置会社版問 4-2 参照)。

問 1-11-3 監査等委員会による内部監査部門への人事同意権の有無

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. ある	28	26	2	26	2
	27.2%	28.9%	15.4%	26.5%	40.0%
2. ない	75	64	11	72	3
	72.8%	71.1%	84.6%	73.5%	60.0%
回答社数	103	90	13	98	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・人事同意権がない会社が過半を占めていることは指名委員会等設置会社と同様である(指名委員会等設置会社版問 4-2 参照)。

問 1-11-4 内部監査部門との連携

監査等委員会設置会社への移行による、監査等委員会と内部監査部門との関係における変化

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 内部監査部門に対する指揮命令権を有することとなった	11	11	0	11	0
	10.7%	12.2%	0.0%	11.2%	0.0%
2. 内部監査部門との連携が強化された	51	43	8	50	1
	49.5%	47.8%	61.5%	51.0%	20.0%
3. 内部監査部門との連携に変化はない	41	36	5	37	4
	39.8%	40.0%	38.5%	37.8%	80.0%
4. 内部監査部門と連携はしていない	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
回答社数	103	90	13	98	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・最も多いのは「2.内部監査部門との連携が強化された」であり、「1.内部監査部門に対する指揮命令権を有することとなった」と合わせると全体で 60.2%と過半数を占めている。他方、「3.内部監査部門との連携に変化はない」も 39.8%と 4 割近くを占めており、移行前から連携が取れているケースも考えられるが、取締役という監査等委員の特性が生かされているか懸念されるところである。

II 監査等委員会設置会社への移行に伴う各種実務手続について

問 2-1 監査等委員会設置会社への移行の検討（複数回答可）

(社数)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
1. 監査役(会)が提案した	18	17.3%	16	17.6%	2	15.4%	17	17.2%	1	20.0%
2. 代表取締役等が提案した	73	70.2%	68	74.7%	5	38.5%	71	71.7%	2	40.0%
3. 執行部門が提案した	36	34.6%	30	33.0%	6	46.2%	33	33.3%	3	60.0%
4. 親会社が提案した	7	6.7%	2	2.2%	5	38.5%	6	6.1%	1	20.0%
5. その他	1	1.0%	1	1.1%	0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%
回答社数	104	100.0%	91	100.0%	13	100.0%	99	100.0%	5	100.0%

- ・「2.代表取締役等が提案した」が全体で7割と最も多く、次に「3.執行部門が提案した」が3割以上に達しており、執行部門主導のケースが多いことがうかがわれる。他方、非上場会社では「3.執行部門が提案した」が最も多いものの 46.2%であり、「2.代表取締役等が提案した」及び「4.親会社が提案した」がそれぞれ 38.5%と 4 割近くに達した。非上場会社では、執行部門だけでなく、グループ経営の観点から親会社が主導するケースも相当数存在している。
- ・「1.監査役(会)が提案した」は全体で 17.3%であり、監査役も移行の検討に関与したケースが一定数存在する。

問 2-2 監査等委員会設置会社への移行を決定した理由（複数回答可）

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1. 会社のガバナンス強化のため(経営意思決定の迅速化、執行と監督の分離など)	97	93.3%	84	92.3%	13	100.0%	92	92.9%	5	100.0%
2. グループ会社全体での組織改編のため	1	1.0%	1	1.1%	0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%
3. 親会社から提案を受けたため	6	5.8%	3	3.3%	3	23.1%	5	5.1%	1	20.0%
4. 社外監査役に加えて社外取締役を選任することが負担になるため	68	65.4%	64	70.3%	4	30.8%	65	65.7%	3	60.0%
5. 株主・投資家(特に海外投資家)の理解のため	20	19.2%	19	20.9%	1	7.7%	20	20.2%	0	0.0%
6. その他	2	1.9%	2	2.2%	0	0.0%	2	2.0%	0	0.0%
回答社数	104	100.0%	91	100.0%	13	100.0%	99	100.0%	5	100.0%

- ・最も多いのが「1.会社のガバナンス強化のため(経営意思決定の迅速化、執行と監督の分離など)」という積極的な理由であり、全体で93.3%となった。他方、「4.社外監査役に加えて社外取締役を選任することが負担になるため」という消極的な理由も、全体で 65.4%、上場会社では 7 割に達した。また、「5.株主・投資家(特に海外投資家)の理解のため」も特に上場会社では 2 割になり、監査役制度が海外投資家に理解されにくいという問題点を重視した会社が一定数存在している。
- ・非上場会社では「3.親会社から提案を受けたため」が 23.1%あり、グループ経営の観点から親会社が主導するケースも相当数存在している。

問 2-2 肢「6. その他」の記載例

(回答例)
・経営のさらなる効率化のため。
・監査等委員への取締役会での議決権付与や役員任期の短縮化により経営の強化につながると代表取締役から提案を受けた。

問 2-3 監査等委員選任議案への同意

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1. 同意した	94	90.4%	83	91.2%	11	84.6%	90	90.9%	4	80.0%
2. 同意しなかった	10	9.6%	8	8.8%	2	15.4%	9	9.1%	1	20.0%
回答社数	104	100.0%	91	100.0%	13	100.0%	99	100.0%	5	100.0%

- ・監査等委員の選任議案に同意した会社が 90.4%となった。監査等委員の選任議案については、移行前の監査役の同意は必要ではないものの、実際には監査役(会)設置会社からの連続性を意識している会社がほとんどと考えられる。

問 3-1 監査等委員の報酬等の制度

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)	7	7	0	7	0
	6.9%	8.0%	0.0%	7.3%	0.0%
2. 月額報酬(定額基本給のみ)	95	82	13	90	5
	94.1%	93.2%	100.0%	93.8%	100.0%
3. 賞与の支給制度	15	14	1	15	0
	14.9%	15.9%	7.7%	15.6%	0.0%
4. 退職慰労金の支給制度	20	18	2	19	1
	19.8%	20.5%	15.4%	19.8%	20.0%
5. スtock・オプションの支給制度	4	3	1	3	1
	4.0%	3.4%	7.7%	3.1%	20.0%
回答社数	101	88	13	96	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・ほとんどの会社が「2.月額報酬(定額基本給のみ)」である。

問 3-2 監査等委員の年額報酬額

①全体

左枠:人数 右枠:比率	2015年									
	社内常勤		社外常勤		社内非常勤		社外非常勤		合計	
～200万円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	29	14.9%	29	10.0%
200万円以上～500万円未満	0	0.0%	5	23.8%	7	77.8%	93	47.7%	105	36.3%
500万円以上～1,000万円未満	23	35.9%	6	28.6%	1	11.1%	66	33.8%	96	33.2%
1,000万円以上～1,500万円未満	25	39.1%	5	23.8%	1	11.1%	4	2.1%	35	12.1%
1,500万円以上～2,000万円未満	12	18.8%	4	19.0%	0	0.0%	3	1.5%	19	6.6%
2,000万円以上～3,000万円未満	1	1.6%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.7%
3,000万円以上	3	4.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.0%
合計人数	64	100.0%	21	100.0%	9	100.0%	195	100.0%	289	100.0%

②上場

左枠:人数 右枠:比率	2015年									
	社内常勤		社外常勤		社内非常勤		社外非常勤		合計	
～200万円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	21	12.1%	21	8.1%
200万円以上～ 500万円未満	0	0.0%	4	21.1%	7	77.8%	85	49.1%	96	37.1%
500万円以上～1,000万 円未満	22	37.9%	5	26.3%	1	11.1%	60	34.7%	88	34.0%
1,000万円以上～1,500 万円未満	24	41.4%	5	26.3%	1	11.1%	4	2.3%	34	13.1%
1,500万円以上～2,000 万円未満	8	13.8%	4	21.1%	0	0.0%	3	1.7%	15	5.8%
2,000万円以上～3,000 万円未満	1	1.7%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.8%
3,000万円以上	3	5.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.2%
合計人数	58	100.0%	19	100.0%	9	100.0%	173	100.0%	259	100.0%

③非上場

左枠:人数 右枠:比率	2015年									
	社内常勤		社外常勤		社内非常勤		社外非常勤		合計	
～200万円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	36.4%	8	26.7%
200万円以上～ 500万円未満	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	8	36.4%	9	30.0%
500万円以上～1,000万 円未満	1	16.7%	1	50.0%	0	0.0%	6	27.3%	8	26.7%
1,000万円以上～1,500 万円未満	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.3%
1,500万円以上～2,000 万円未満	4	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	13.3%
2,000万円以上～3,000 万円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3,000万円以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	6	100.0%	2	100.0%	0	100.0%	22	100.0%	30	100.0%

④大会社

左枠:人数 右枠:比率	2015年									
	社内常勤		社外常勤		社内非常勤		社外非常勤		合計	
～200万円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	23	12.6%	23	8.4%
200万円以上～500万円未満	0	0.0%	4	21.1%	7	77.8%	88	48.1%	99	36.1%
500万円以上～1,000万円未満	22	34.9%	6	31.6%	1	11.1%	65	35.5%	94	34.3%
1,000万円以上～1,500万円未満	25	39.7%	4	21.1%	1	11.1%	4	2.2%	34	12.4%
1,500万円以上～2,000万円未満	12	19.0%	4	21.1%	0	0.0%	3	1.6%	19	6.9%
2,000万円以上～3,000万円未満	1	1.6%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.7%
3,000万円以上	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.1%
合計人数	63	100.0%	19	100.0%	9	100.0%	183	100.0%	274	100.0%

⑤大会社以外

左枠:人数 右枠:比率	2015年									
	社内常勤		社外常勤		社内非常勤		社外非常勤		合計	
～200万円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	50.0%	6	40.0%
200万円以上～500万円未満	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	5	41.7%	6	40.0%
500万円以上～1,000万円未満	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	8.3%	2	13.3%
1,000万円以上～1,500万円未満	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%
1,500万円以上～2,000万円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2,000万円以上～3,000万円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3,000万円以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	1	100.0%	2	100.0%	0	100.0%	12	100.0%	15	100.0%

問 3-3 監査等委員のうち「常勤者」の月額報酬レベル

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	社内常勤	社外常勤								
1. 取締役社長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 取締役副社長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 専務取締役	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 常務取締役	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 取締役(部長兼 務者を含む)	29	9	26	9	3	0	29	8	0	1
	44.6%	30.0%	44.8%	31.0%	42.9%	0.0%	44.6%	28.6%	0.0%	50.0%
6. 取締役ではない 部長	26	3	24	3	2	0	26	3	0	0
	40.0%	10.0%	41.4%	10.3%	28.6%	0.0%	40.0%	10.7%	0.0%	0.0%
7. その他	9	18	8	17	1	1	9	17	0	1
	13.8%	60.0%	13.8%	58.6%	14.3%	100.0%	13.8%	60.7%	0.0%	50.0%
合計人数	65	30	58	29	7	1	65	28	0	2
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 3-4 監査等委員会の委員の手当

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 支給されている	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 支給されていない	99	86	13	94	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
回答社数	99	86	13	94	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全ての会社で、監査等委員会の委員に対する手当は支給されていなかった。指名委員会等設置会社と同様、取締役としての報酬で考慮されているものと推測される(指名委員会等設置会社版問 17-5 参照)。

問 4-1 社外役員の要件厳格化

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 社外取締役全員が「社外」資格を失う	1	1	0	1	0
	1.0%	1.1%	0.0%	1.0%	0.0%
2. 一部の社外取締役が「社外」資格を失う	2	2	0	2	0
	1.9%	2.2%	0.0%	2.0%	0.0%
3. 「社外」資格を失う社外取締役はいない	101	88	13	96	5
	97.1%	96.7%	100.0%	97.0%	100.0%
回答社数	104	91	13	99	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員会設置会社への移行の際に、改正会社法の要件を満たす社外役員を選任・再任した会社がほとんどであると推測される。

問 4-2 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 執行側で原案を作成し、それを監査等委員会 で決定する。原案が否決された場合は、 執行側で代替案を作成させる	45	37	8	40	5
	43.3%	40.7%	61.5%	40.4%	100.0%
2. 執行側で原案を作成し、それを監査等 委員会 で決定する。ただし、原案が否決された 場合は、監査等委員会 で代替案を作成する	7	5	2	7	0
	6.7%	5.5%	15.4%	7.1%	0.0%
3. 原案の作成等は監査等委員会側が主 導権を持って準備するが、情報の入手等 については執行側を活用する	24	23	1	24	0
	23.1%	25.3%	7.7%	24.2%	0.0%
4. 性質上執行側が対応すべきものを除 き、原案の作成等を含め監査等委員会側 が自ら準備する	13	12	1	13	0
	12.5%	13.2%	7.7%	13.1%	0.0%
5. 議案決定のプロセスについては現時点 では未検討で今後の課題となっている	14	13	1	14	0
	13.5%	14.3%	7.7%	14.1%	0.0%
6. その他	1	1	0	1	0
	1.0%	1.1%	0.0%	1.0%	0.0%
回答社数	104	91	13	99	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 会計監査人選任議案については執行側で主導している会社(選択肢 1 及び 2)が全体で 50.0%と最も多く、特に非上場会社では 76.9%を占めた。
- 監査等委員会側が主導して準備する(選択肢 3 及び 4)の合計は 35.6%で、55.1%の指名委員会等設置会社だけでなく、40.8%の監査役(会)設置会社も下回っている(監査役(会)設置会社版問 16-3、指名委員会等設置会社版問 18-3 参照)。

問 4-3 事業報告への記載1

事業報告における会計監査人の解任又は不再任の決定の方針について、改正会社法に対応した新しい方針の記載の有無

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. あった	52	45	7	48	4
	50.0%	49.5%	53.8%	48.5%	80.0%
2. なかった	52	46	6	51	1
	50.0%	50.5%	46.2%	51.5%	20.0%
回答社数	104	91	13	99	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・事業報告において、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針について、改正会社法に対応した新しい方針の記載があった会社となかった会社が半々に分かれた。監査役(会)設置会社の場合(「新しい方針の記載があった」が全体で 27.9%)に比べると割合が高く、制度設計の変更に当たり新しい方針を採用した会社があったと考えられる(監査役(会)設置会社版問 16-4 参照)。

問 4-4 事業報告への記載2

事業報告における内部統制システムに係る取締役会決議の記載について、改正会社法に対応した新しい方針の記載の有無

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. あった	48	40	8	45	3
	46.2%	44.0%	61.5%	45.5%	60.0%
2. なかった	56	51	5	54	2
	53.8%	56.0%	38.5%	54.5%	40.0%
回答社数	104	91	13	99	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針(問 4-3)と異なり、内部統制システムに係る取締役会決議については、改正会社法に対応した新しい方針の記載があった会社の方が少なく(全体で 46.2%)、監査役(会)設置会社の 46.5%とほぼ同じで、指名委員会等設置会社の 72.4%を下回る(監査役(会)設置会社版問 5-5、指名委員会等設置会社版問 6-5 参照)。

問 4-5 責任限定契約1

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 定款変更の決議を行った	99	88	11	96	3
	95.2%	96.7%	84.6%	97.0%	60.0%
2. 定款変更の決議は行っていない	5	3	2	3	2
	4.8%	3.3%	15.4%	3.0%	40.0%
回答社数	104	91	13	99	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 定款変更の決議を行った」会社が 95.2%に達しており、ほとんどの会社で、直近の株主総会において、責任限定契約について定款変更の決議を行っている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社の場合はそれぞれ 29.6%、58.6%で、制度設計の変更に当たり決議を行う会社が多かったと考えられる(監査役(会)設置会社版問 17-1、指名委員会等設置会社版問18-4参照)。

問 4-6 責任限定契約2（責任限定対象役員）

非業務執行役員のうち実際に責任限定契約を締結している人あるいは今後締結する予定の人の属性
（複数回答可）

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 社外取締役 (監査等委員以外)	21 20.2%	16 17.6%	5 38.5%	21 21.2%	0 0.0%
2. 社内取締役 (監査等委員以外)	3 2.9%	3 3.3%	0 0.0%	3 3.0%	0 0.0%
3. 社外非常勤の監査等委員	94 90.4%	82 90.1%	12 92.3%	90 90.9%	4 80.0%
4. 社外常勤の監査等委員	16 15.4%	16 17.6%	0 0.0%	15 15.2%	1 20.0%
5. 社内非常勤の監査等委員	7 6.7%	7 7.7%	0 0.0%	7 7.1%	0 0.0%
6. 社内常勤の監査等委員	40 38.5%	38 41.8%	2 15.4%	40 40.4%	0 0.0%
7. 定款変更のみ行い、実際の 契約は締結しない	8 7.7%	7 7.7%	1 7.7%	7 7.1%	1 20.0%
8. その他	1 1.0%	1 1.1%	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%
回答社数	104 100.0%	91 100.0%	13 100.0%	99 100.0%	5 100.0%

・全ての会社形態において「3.社外非常勤の監査等委員」が最も多く、全体で9割を占めた。2番目に多いのが「6.社内常勤の監査等委員」であり、全体で38.5%、上場会社では4割以上に達した。また、3番目に多いのが「1.社外取締役(監査等委員以外)」であり、全体で2割であったが、非上場会社では38.5%と4割近くを占めている。

・「1.社外取締役(監査等委員以外)」を除き、指名委員会等設置会社と同じ傾向が出ている。「1.社外取締役(監査等委員以外)」は指名委員会等設置会社で72.4%と責任限定契約を締結するケースが多い(指名委員会等設置会社版問18-5参照)。

問 4-7 監査等委員会への報告体制の構築運用状況

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 体制の構築も運用も十分にな されている	61 58.7%	51 56.0%	10 76.9%	57 57.6%	4 80.0%
2. 体制の構築は十分であるが、 その運用は十分とはいえない	36 34.6%	34 37.4%	2 15.4%	36 36.4%	0 0.0%
3. 体制の構築も運用も十分とは いえない	7 6.7%	6 6.6%	1 7.7%	6 6.1%	1 20.0%
回答社数	104 100.0%	91 100.0%	13 100.0%	99 100.0%	5 100.0%

・「1.体制の構築も運用も十分になされている」が全体で58.7%と6割近くに達している。

・監査役(会)設置会社と同じ傾向が出ており、「2.体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が指名委員会等設置会社では1割強であるのに対し3-4割存在する(監査役(会)設置会社版問13-2、指名委員会等設置会社版問15-1参照)。

問 4-8 監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の構築運用状況

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 体制の構築も運用も十分になされている	67 64.4%	56 61.5%	11 84.6%	63 63.6%	4 80.0%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	26 25.0%	26 28.6%	0 0.0%	26 26.3%	0 0.0%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	4 3.8%	3 3.3%	1 7.7%	4 4.0%	0 0.0%
4. 今後体制を構築する予定である	5 4.8%	4 4.4%	1 7.7%	4 4.0%	1 20.0%
5. その他	2 1.9%	2 2.2%	0 0.0%	2 2.0%	0 0.0%
回答社数	104 100.0%	91 100.0%	13 100.0%	99 100.0%	5 100.0%

- ・「1.体制の構築も運用も十分になされている」が全体で64.4%と6割以上に達している。
- ・傾向としては監査役(会)設置会社の場合に似ており、「2.体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が指名委員会等設置会社では1割強であるのに対し2割強存在する(監査役(会)設置会社版問13-3、指名委員会等設置会社版問15-2参照)。

問 4-9 監査等委員会の費用等に係る体制の構築運用状況

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 体制の構築も運用も十分になされている	85 81.7%	76 83.5%	9 69.2%	82 82.8%	3 60.0%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	10 9.6%	9 9.9%	1 7.7%	10 10.1%	0 0.0%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	2 1.9%	1 1.1%	1 7.7%	1 1.0%	1 20.0%
4. 今後体制を構築する予定である	3 2.9%	2 2.2%	1 7.7%	2 2.0%	1 20.0%
5. その他	4 3.8%	3 3.3%	1 7.7%	4 4.0%	0 0.0%
回答社数	104 100.0%	91 100.0%	13 100.0%	99 100.0%	5 100.0%

- ・「1.体制の構築も運用も十分になされている」が全体で81.7%と8割以上を占め、監査等委員への報告体制(問4-7)、監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制(問4-8)よりも多い。
- ・「体制の構築も運用も十分になされている」が指名委員会等設置会社では93.1%と監査等委員会設置会社が下回っているが、監査役(会)設置会社の72.6%を上回っている。三機関設計とも高い割合を有している。

問 4-10 取締役の指名・報酬への意見陳述

監査等委員以外の取締役の選解任等及び報酬に対する意見陳述権の行使プロセスについての規程等の有無

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 規程を設けた	42	36	6	39	3
	40.4%	39.6%	46.2%	39.4%	60.0%
2. 規程はない	62	55	7	60	2
	59.6%	60.4%	53.8%	60.6%	40.0%
回答社数	104	91	13	99	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・40.4%の会社で規程を設けており、半数には達しないものの、かなりの会社で規程を設けている。

問 4-11 コーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンス・コードを受けた組織・体制の見直し

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 組織や体制を見直し、コーポレートガバナンス・コードへの対応上必要と思われる改編を行った	21	18	3	18	3
	20.2%	19.8%	23.1%	18.2%	60.0%
2. 組織や体制の見直しを行ったが、特に改編や対応はしなかった	6	5	1	5	1
	5.8%	5.5%	7.7%	5.1%	20.0%
3. 組織や体制の見直しを行っている	39	35	4	39	0
	37.5%	38.5%	30.8%	39.4%	0.0%
4. 今後検討する予定である	31	29	2	31	0
	29.8%	31.9%	15.4%	31.3%	0.0%
5. 特に見直しをする予定はない	2	2	0	2	0
	1.9%	2.2%	0.0%	2.0%	0.0%
6. 非上場であり該当しない	3	0	3	2	1
	2.9%	0.0%	23.1%	2.0%	20.0%
7. その他	2	2	0	2	0
	1.9%	2.2%	0.0%	2.0%	0.0%
回答社数	104	91	13	99	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・本アンケートを実施した7月～8月の時点においては、「3. 組織や体制の見直しを行っている」会社が最も多く、上場会社で38.5%、また「4. 今後検討する予定である」も上場会社では31.9%となった。非上場会社でも、選択肢3が30.8%、選択肢4が15.4%となっている。

・選択肢1から3の見直しを行っている割合が全体の合計で63.5%であるのに対し、「5. 特に見直しをする予定はない」が1.9%となっており、監査役(会)設置会社、指名委員会等設置会社、いずれの場合より見直しが進んでいる。機関設計変更に伴いガバナンス体制の見直しを進めているためと考えられる(監査役(会)設置会社版問18、指名委員会等設置会社版問18-6参照)。

以上